令和3年４月

**中山間地域等直接支払交付金の実施状況について**

　農林水産課

中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成１２年４月１日付け１２構改Ｂ第３８号、農林水産事務次官依命通知）第１２の規定に基づき、本市における令和２年度の実施状況を公表します。

＊＊＊　中山間地域等直接支払制度とは　＊＊＊

本市の中山間地域は、傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮しています。一方で、従事者の高齢化や減少等により耕作放棄が増加し、多面的機能の低下が懸念されています。

このため、本市では、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図るという観点から、中山間地域等直接支払交付金制度に取り組んでいます。

＊＊＊　制度の概要　＊＊＊

①　実施期間（第５期対策）

令和２年度から令和６年度までの５年間

②　交付金の対象地域・農用地（法指定あり）

本市の中里地区の農振農用地区域内にある農地で、一定の要件（傾斜等）を満たす原則１ｈａ以上のまとまりのある農地等。（集落単位で協定を締結する必要があります。）

③　交付単価

・急傾斜（田）　　　　　　　　　　２１，０００円 / １０ａ

　　　　 (畑)　　　　　　　　　　 １１，５００円 / １０a

・緩傾斜、小区画・不整形（田）　　　８，０００円 / １０ａ

　　　　　　　　　　　　 (畑)　　　 ３，５００円/ １０ａ

（取組内容等によって、基礎単価(上記の８割)となります。）

④　対象行為（集落における取組内容を、「集落協定」に取り決めています。）

・耕作放棄地の発生を防止する活動

・農業用水路、農道等の管理活動

・多面的機能を増進する活動　等

＊＊＊　本市の実施状況（令和２年度）　＊＊＊

本市においては、次のとおり市内３集落（中里：3集落）において、この制度が活用されています。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目  集落 | 基準 | 参加  戸数 | 地目 | 協定面積  (㎡) | 交 付 金  対象面積  (㎡) | 取組単価 | 交付単価  (円/10a) | 交付金  (円) | 主な活動内容 |
|
| 東河内町  平山集落 | 急傾斜 | 9戸 | 田 | 30,198 | 30,198 | 10割単価 | 21,000 | 634,158 | 農地法面の点検、水路・農道の管理、景観の保存 |
| 中深荻町  悦子集落 | 急傾斜(田)  および  緩傾斜(畑) | 3戸 | 田 | 10,004 | 10,004  (うち畑197) | 10割単価 | 3,500  ～21,000 | 206,636 | 農地法面の点検、水路・農道の管理、  周辺林地の下草刈り |
| 下深荻町  岩折集落 | 急傾斜  および  緩傾斜 | 24戸 | 田 | 56,733 | 55,008 | 10割単価 | 8,000  ～21,000 | 1,094,393 | 協定外農地の管理  農地法面の点検、水路・農道の管理、景観の保存 |
| 計 | \*\*\* | 36戸 | \*\*\* | 96,935 | 95,210 | \*\*\* | \*\*\* | 1,935,187 | \*\*\* |

　※　集落へ交付される交付金の負担割合は、国（１／２）、県（１／４）、市（１／４）となっています。

　※　各集落の取組状況は、令和２年１０月２３日（金）に現地確認を実施しました。

＜問い合わせ＞　日立市産業経済部　農林水産課　　電話　0294-22-3111　内線402